

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等）
当社は、不動産医薬品取引プラットフォームの運営を通じて、調剤薬局を中心とした事業者間の新たな連携を促進し、業務効率化および経営資源の有効活用に寄与します。
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
デジタルプラットフォームの提供により、取引情報の可視化や業務の省力化を図り、サプライチェーン全体の生産性向上に取り組めます。
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）
- f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言等）
医薬品流通に関わるサプライチェーンの一端を担う事業者として、災害時等においても取引が継続できるよう、事業継続の観点を踏まえたサービス運営に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る

3. その他（任意記載）

当社は、医薬品ロス削減という社会課題の解決を通じて、サプライチェーン全体の持続可能性向上に貢献することを目指します。

2026年1月6日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社イヤクル

企 業 名

代表取締役 佐孝 尚

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。